

自家用有償旅客運送に係る重大事故及び重大事件発生時における速報要領

平成30年4月1日施行
令和4年6月1日改訂

1 目的

自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）が、その使用する自動車について重大事故又は特定重大事件が発生した場合において、国土交通大臣から自家用有償旅客運送に係る事務・権限の移譲を受けている岡山県（以下「県」という。）に対し、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。）等に基づく速報を行うに当たり、運送者の対応手順を定め、迅速な報告が行われることを目的とする。

2 重大事故発生時の対応

(1) 速報対象となる重大事故

- ① 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
- ② 乗客、乗員、歩行者を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
- ③ 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
- ④ 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない。）を生じた事故
- ⑤ 転覆、転落、火災（積載物の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突若しくは接触した事故
- ⑥ 酒気帯び運転を伴う事故
- ⑦ 社会的影響が大きいと認める事故（例：報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき）

(2) 速報手順

運送者は、第1報を速やかに県の緊急連絡先に連絡すること。

事故について、運転者からの報告などいかなる形態であれ、その発生を知り得たときは、把握している範囲内で第1報を連絡すること。

(3) 報告事項【別添様式1】

- ① 運送者名
- ② 発生日時
- ③ 発生場所
- ④ 事故車の登録番号
- ⑤ 死者数、重傷者数及び重傷・軽傷を含めた負傷者数（それぞれ乗客、乗員、その他の別ごとに。区別がわからない場合は合計数のみ報告すること。）
- ⑥ 事故概要
- ⑦ 情報入手先
- ⑧ その他判明している事項
- ⑨ 緊急連絡担当者名及び連絡先

(4) 第1報後の対応

運送者は、第1報報告後の追加情報についても、県の緊急連絡先に速やかに報告するとともに、県からの問合せに対応できる体制をとること。

3 特定重大事件発生時の対応

(1) 速報対象となる特定重大事件

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① バスジャック② 施設の不法占拠③ 爆弾又はこれに類するものの爆発④ 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布⑤ その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって、社会的影響が特に大きいと認めるもの（例：報道等で大きく取り上げられた事件） |
|--|

(2) 速報手順

運送者は、第1報を直ちに県の緊急連絡先に連絡すること。

事件について、運転者からの報告等により、その発生を知り得たときは、把握している範囲内で第1報を連絡すること。

(3) 報告事項【別添様式2】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事件種別② 事件概要③ 被害の概要（死傷者数など）④ 運送者名⑤ 発生日時⑥ 発生場所⑦ 被害車両の情報（登録番号、起終点など）⑧ 警察への届出の有無及び警察の対応状況⑨ 情報入手先⑩ その他把握している事項⑪ 今後の対応⑫ 緊急連絡担当者名及び連絡先 |
|---|

(4) 第1報後の対応

運送者は、第1報報告後の追加情報についても、県の緊急連絡先に速やかに報告するとともに、県からの問合せに対応できる体制をとること。

4 特定重大事件予告時の対応

(1) 速報対象となる事件予告

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 特定重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為 |
|---|

(2) 速報手順

運送者は、第1報を速やかに県の緊急連絡先に連絡すること。

事件予告について、運転者からの報告等により、その発生を知り得たときは、把握している範囲内で第1報を連絡すること。

(3) 報告事項【別添様式3】

- ① 運送者名
- ② 受信日時、受信者、受信方法、受信回数等
- ③ 予告日時、予告場所、予告内容
- ④ 情報入手先
- ⑤ 警察への届出の有無及び警察の対応状況
- ⑥ その他把握している事項
- ⑦ 今後の対応
- ⑧ 緊急連絡担当者名及び連絡先

(4) 第1報後の対応

運送者は、第1報報告後の追加情報についても、県の緊急連絡先に速やかに報告するとともに、県からの問合せに対応できる体制をとること。

5 県の緊急連絡先及び連絡方法

(1) 緊急連絡先

【県民生活部県民生活交通課】

- ① 勤務時間内
(月曜～金曜の8:30～17:15 ※祝祭日、年末年始を除く。)
電話 086-226-7291
FAX 086-232-5354
- ② 勤務時間外
(月曜～金曜の勤務時間内を除く時間帯、土曜・日曜及び祝祭日、年末年始)
携帯電話 ※別途運送者に通知
FAX 086-232-5354

(2) 連絡方法

別添様式をFAXで送信の上、電話(勤務時間外は携帯電話)で着信確認を行うこと。

6 規則第3条に基づく報告

「2 重大事故発生時の対応」に係る事故の速報が完了した後は、規則第3条に基づき、事故があった日から30日以内で速やかに自動車事故報告書を岡山県知事あてに提出すること。

提出先：〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県県民生活部県民生活交通課